

放置違反金の納付命令等に関する規程

平成 18 年 5 月 26 日

公安委員会規程第 16 号

公安委員会委員長

放置違反金の納付命令等に関する規程を次のように定める。

放置違反金の納付命令等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）の規定に基づく放置違反金の納付命令等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第 2 条 交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「署長等」という。）は、法第 51 条の 4 第 1 項（法第 51 条の 12 第 8 項の規定により読み替えて適用する場合及び法第 75 条の 8 第 3 項により放置車両とみなして適用する場合を含む。）の規定により放置車両の確認及び標章の取付けを行わせた場合は、当該車両の駐車に関する状況を速やかに交通部交通指導課長を経て埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

2 署長等は、当該車両に係る違法駐車行為をした者を法第 126 条第 1 項の規定による告知等により検挙した場合には、速やかに交通部交通指導課長を経て本部長にその状況を報告しなければならない。

3 本部長は、前 2 項の報告を受けたときは、必要な事項を調査し、速やかに埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告しなければならない。

(放置違反金納付命令)

第 3 条 法第 51 条の 4 第 4 項の規定による放置違反金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行う同条第 5 項に規定する文書は、放置違反金納付命令書（様式第 1 号）とする。

2 放置違反金の納付期限は、通知をした日から起算して 14 日を経過した日とする。

(納付命令書の公示送達)

第4条 納付命令を受けるべき者の所在が判明せず、放置違反金納付命令書を交付できない場合は、法第51条の4第18項の規定により、放置違反金納付命令公示送達書（様式第2号）を公安委員会の掲示板に掲示して公示送達するものとする。

（弁明通知）

第5条 法第51条の4第6項の規定による通知は、弁明通知書（様式第3号）を交付して行うものとする。

2 弁明書の提出期限は、通知をした日から起算して14日を経過した日とする。

（弁明通知書の公示送達）

第6条 弁明通知を受け取るべき者の所在が判明しないときは、法第51条の4第7項の規定により、弁明通知公示送達書（様式第4号）を公安委員会の掲示板に掲示するものとする。

（仮納付金返還通知）

第7条 法第51条の4第12項の規定による通知は、仮納付金返還通知書（様式第5号）を交付して行うものとする。

（放置違反金納付命令の取消し及び放置違反金等の還付通知）

第8条 法第51条の4第17項の規定による通知は、放置違反金等に相当する金額を還付する場合にあっては放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書（様式第6号）を、還付しない場合にあっては放置違反金納付命令取消通知書（様式第7号）を交付して行うものとする。

（報告及び資料の提出の要求）

第9条 法第51条の5第1項の規定により、車両の使用者、所有者、関係者に対し、車両の使用に関する報告を求める場合にあっては車両の使用に関する報告要求書（様式第8号）により、資料の提出を求める場合にあっては車両の使用に関する資料の提出要求書（様式第9号）により、行うものとする。

（照会）

第10条 法第51条の5第2項の規定による照会を行うときは、車両使用者等については車両使用者等照会書（様式第10号）により、住民票及び戸籍については住民票・戸籍記載事項照会書（様式第11号）により、車台番号等については車台番号等照会書（様式第12号）により、納付命令等については納付命令等関係事項照会書

(様式第13号)によるものとする。この場合において、埼玉県内に本籍地又は住所を有する者の住民票及び戸籍に係る照会については、電気通信回線を通じて照会することができるものとする。

(埼玉県財務規則による手続)

第11条 法第51条の4第4項の納付命令に基づく放置違反金の納付手続、同条第9項の違反金相当額の仮納付手続、同条第12項の仮納付に係る金額の返還手続及び同条第17項の放置違反金等に相当する金額の還付手続については、埼玉県財務規則(昭和39年規則第18号)に定めるところによるものとする。

(細目的事項)

第12条 放置違反金の納付命令等に関する事務処理要領その他必要な細目的事項については、本部長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成20年3月25日から施行する。

附 則(平成26年6月20日公安委員会規程第10号)

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月28日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則(令和3年2月12日公安委員会規程第1号)

1 この規程は、令和3年2月12日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

【様式別表省略】